



# 佐賀県公報

平成16年  
3月24日  
(水曜日)  
号外第2号

- 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八号）  
 1 公務上の災害の範囲を明示することとした。（第二条の一及び別表第一関係）

## 目 次

（◎印は、県例規集に登載するもの）

- 付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

（七・人 事 課）二

- 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（八・リバーナー）二

- 佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則

（九・健 康 増 進 課）五

- 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

（一〇・生 活 衛 生 課）五

- 佐賀県自然の館管理規則を廃止する規則

（一一・林 政 課）六

- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（一二・まちづくり推進課）六

## 公布された規則のあらまし

- 付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第七号）  
 1 県の組織改編に伴い、生涯学習審議会に関する事務を佐賀県くらし環境本部が所管することとなるため、生涯学習審議会委員に関する規定を追加することとした。（別表関係）  
 2 付属機関の見直しに伴い、クリーニング師試験委員に関する規定を削ることとした。（別表関係）  
 3 その他所要の改正を行うこととした。  
 4 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

- 1 食品衛生法が改正されたこと等に伴い、引用条項を改めることとした。  
 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県自然の館管理規則を廃止する規則（規則第一一号）  
 1 佐賀県自然の館管理規則は、廃止することとした。  
 2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一二号）  
 1 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う場合において木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の算定方法を定めることとした。（第六条関係）  
 2 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積の許可申請に添付すべき当該たい積の設計書の様式を定めることとした。（様式第九号関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一六年五月一日から施行することとした。

## ○規則

付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七号  
付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年佐賀県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」を「佐賀県特別職の職員の給与、旅費、費用弁償に関する条例」に、「および」を「及び」に、「基き」を「基づき」に改める。

別表中

「生活衛生適正化審議会委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
クリーニング師試験委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
「生活衛生適正化審議会委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
農村地域工業等導入対策審議会委員及び幹事	一〇、二〇〇円	行政職八級
自然環境保全審議会委員及び専門委員	一〇、二〇〇円	行政職八級

を

に、

を

●佐賀県規則第八号  
佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

「佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一〇、二〇〇円	行政職八級
佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年佐賀県規則第八号）の一部を次のように改正する。	一〇、二〇〇円	行政職八級
第二条の二を第二条の四とし、第二条の次に次の二条を加える。 (公務上の災害の範囲)	一〇、二〇〇円	行政職八級
第二条の二 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第一に掲げる疾病とする。 (通勤による災害の範囲)	一〇、二〇〇円	行政職八級

第三事項  
農村地域工業等導入対策審議会委員及び幹事  
自然環境保全審議会委員及び専門委員

**第二条の三** 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

一 通勤による負傷に起因する疾病

二 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

第七条の三中「別表」を「別表第二」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の表を加える。

**別表第一** (第二条の二関係)

一 公務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因素にさらされる業務に従事したたゞに掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患

2 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患

3 レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患

4 マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患

5 知事の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病

7 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症

8 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症

9 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷

10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷

11 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患

12 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死

13 1から12までに掲げるもののほか、物理的因素にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱

2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛

3 チエンソーブツシユクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害

4 せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけんしょく若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群

5 1から4までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 知事の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、知事が定めるもの

2 ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生

成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 すす、鉛物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

4 たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

5 木材の粉じん、獸毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

6 繊維、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患

7 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

8 1から7までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

5 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は知事の定めるじん肺の合併症

6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

2 動物若しくはその死体、獸毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患

3 濡潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症

4 屋外における業務に従事したため生じたつが虫病

5 1から4までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

6 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しうよう

2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しうよう

3 四一アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しうよう

4 四一二トロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しうよう

5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

6 ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しう

8 ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病

9 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しう

10 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しう又は甲状腺がん

11 すす、鉛物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

12 1から11までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

八 前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県規則第九号

佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則

#### (趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県難病相談・支援センター条例（平成十六年佐賀県条例第十六号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。

#### (申請の方法)

**第二条** 条例第三条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類  
(指定の基準等)

**第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀県難病相談・支援センター（以下「相談・支援センター」という。）の施設の平等利用が確保されること。
- 二 前条第一項の事業計画書の内容が、相談・支援センターの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 三 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。
- （休所日）

**第四条** 条例第三条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）

のうち相談・支援センターの休所日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、一週間につき一日を限度とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に休所することができる。

#### (開所時間)

**第五条** 管理の基準のうち相談・支援センターの開所時間は、一日につき八時間以上とする。

#### (事業報告書の提出)

**第六条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 相談・支援センターの管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成十六年三月二十四日から施行する。

食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則を(二)に公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県規則第十号

食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

則  
九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第四条第一項中「第一条の三第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第一条の三第三項」を「第五条第二項」に改める。

第五条中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第六条第一項中「第十九条の十七第六項」を「第四十八条第八項」に改める。

第七条中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第八条第一項中「第二十一条の二第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

第九条第一項中「第二十一条」を「第七十一条」に改める。

第十四条第一項第七号中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第四条、第五条、第六条及び第七条第一項」を「第六条、

第九条、第十条及び第十二条第一項」に、「第二十一条」を「第五十四条」に

改める。

様式第一町中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改める。

様式第一町中「第19条の17第6項」を「第48条第8項」に、「第19条の17第4項各号」を「第48条第6項各号」に改める。

様式第二町及び様式第六町中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第21条第2項第1号から第3号まで」を「第52条第2項第1号から第3号まで

」、「第21条第2項（　）号」を「第52条第2項（　）号」に改める。

様式第七号から様式第九号までの規定中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。

様式第十号中「第21条」を「第71条」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県自然の館管理規則を廃止する規則

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十一号

佐賀県自然の館管理規則を廃止する規則

佐賀県自然の館管理規則（平成八年佐賀県規則第二十一号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をこのに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

#### ●佐賀県規則第十一号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

#### 改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第1条第一項中「別記様式第六号」を「別記様式第九号」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第三条中「別記様式第七号」を「別記様式第十号」に改める。

第四条中「別記様式第八号」を「別記様式第十一号」に改める。

第五条を次のように改める。

#### （独立行政法人等）

第五条 条例第二条第四項に規定する独立行政法人等その他の法人のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

#### 一 独立行政法人緑資源機構

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

三 独立行政法人水資源機構

四 独立行政法人雇用・能力開発機構

五 独立行政法人労働者健康福祉機構

六 独立行政法人環境再生保全機構

七 中小企業総合事業団

八 都市基盤整備公団

九 地域振興整備公団

十 日本郵政公社

十一 佐賀県住宅供給公社

第六条中「別記様式第九号」を「別記様式第十一号」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積)

**第六条** 条例第三条第五号イに規定する規則で定めるところにより算定した面積は、別表第二の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の面積の算定方法により算定した面積の合計とする。

別記様式第一号から別記様式第六号までを次のように改める。

## 別記

## 様式第一号

## 風致地区内行為許可申請書

次のとおり、風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定による許可を申請します。

年 月 日

様

住 所

申請者

氏 名

(印)

(法人にあつては、事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

(電話 )

風致地区の名称			
行 為 地	所在 地		
	用 途 地 域		
	その他の 地域の区分	1 土地区画整理事業施行区域 2 都市公園区域 3 その他 ( )	
許可を受けようとする行為			
行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日
工事施行者の住所、氏名、職業及び資格			
工 事 概 要			
備 考			

- (注) 1 木竹の伐採、宅地の造成等、建築物の新築等を同一の土地で、同一の目的のために一連の事業として行う場合は、「許可を受けようとする行為の内容」の欄に、その旨を記入すること。  
 2 「その他の地域の区分」の欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 3 工事概要には、工事費概算も記入すること。  
 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

## 様式第二号

## 風致地区内行為変更許可申請書

次のとおり、風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第2項の規定による許可の変更を申請します。

年 月 日

様

住 所

申請者

氏 名

(印)

(法人にあつては、事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

(電話 )

風致地区の名称			
行為の所在地		許可年月日 及び番号	
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更しようとする理由			
備考			

(注) 1 工事施行者又は工事費概算についても変更がある場合は、「備考」の欄にその旨を記入すること。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

## 様式第三号

建築物設計書						
敷地	敷地及びその周辺の現況					
	敷地の面積	平方メートル				
	敷地所有者の住所及び氏名					
	敷地内の木竹の有無及びその処理方法					
申請建築物	区分	地上階 1 常設 地下階	年月日から 2 仮設 年月日まで			
	用途	1 居住 2 店舗 3 その他( )				
	構造	1 木造 4 コンクリートブロック造	2 鉄筋コンクリート造 5 その他( )	3 鉄骨造		
	工事種別	1 新築 2 改築 3 増築	4 移転			
	屋根材料及び仕上材料		外壁材料及び仕上材料			
	屋根の色彩		外壁の色彩			
	建ぺい率	パーセント	既存の建築物	種類		
	建築面積	平方メートル		構造		
	建築物の高さ	メートル		建築面積	平方メートル	
外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの最短距離	道路に接する部分 その他に接する部分	高さ	メートル			
備考						

- (注) 1 「敷地及びその周辺の状況」の欄は、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高等について記入すること。
- 2 「用途」、「構造」及び「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 「敷地内の木竹の有無及びその処理方法」の欄は、木竹がある場合はその種類、樹齢及び本数並びにその処理方法(移植又は伐採)を記入すること。

## 様式第四号

工作物設計書				
敷地	敷地及びその周辺の現況			
	敷地の面積	平方メートル		
	敷地所有者の住所及び氏名			
	敷地内の木竹の有無及びその処理方法			
申請工作物	区分	1 常設	2 仮設	年月日から 年月日まで
	用途			
	工事種別	1 新築	2 改築	3 増築
	建築面積	平方メートル		
	構造			
	意匠			
	工作物の高さ	メートル	既存の工作物の高さ	メートル
備考				

- (注) 1 この様式は、建築物以外の工作物について用いること。  
 2 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 3 「敷地内の木竹の有無及びその処理方法」の欄は、木竹がある場合はその種類、樹齢及び本数並びにその処理方法（移植又は伐採）を記入すること。  
 4 「意匠」の欄は、模様、配色等について記入すること。

## 様式第五号

宅地の造成等設計書			
区分	1 宅地の造成	2 土地の開墾	3 その他( )
施行地及びその周辺の現況			
工事	概要		
	総面積	平方メートル	
	施行地の面積	平方メートル	
	切土又は盛土	最高のり高さ	メートル
		のり面処理方法	
木竹の有無及びその処理方法			
緑地率	特例の適用 有・無	パーセント	
備考			

- (注) 1 「区分」の欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 2 「施行地及びその周辺の現況」の欄は、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低等について記入すること。  
 3 「木竹の有無及びその処理方法」の欄は、木竹がある場合はその種類、樹齢及び本数並びにその処理方法（移植又は伐採）を記入すること。  
 4 「備考」の欄は、風致の維持のために行う措置等について記入すること。

## 様式第六号

木 竹 伐 採 設 計 書		
区 分	1 条例第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為 2 森林の択伐 3 森林の皆伐で1ha以下のもの 4 森林の区域外	
施 行 地 及 び そ の 周 辺 の 現 況		
伐 採 す る 木 竹	種 類	
	樹 齡	
	伐採本数	
	伐採方法	
	伐採面積	平方メートル
伐採跡地の処理方法		
備 考		

- (注) 1 「区分」の欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 2 「施行地及びその周辺の現況」の欄は、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低等について記入すること。  
 3 「備考」の欄は、風致の維持のために行う措置等について記入すること。

別記様式第九号を別記様式第十二号とし、別記様式第八号を削り、別記様式第七号を別記様式第十号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

## 様式第十一号

## 風致地区内行為完了届

次のとおり、風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により許可を受けた行為を完了しました。

年　　月　　日

様

住　　所

届出人

氏　　名

印

(法人にあつては、事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

(電話 )

風致地区の名称			
行為地の所在地			
許可を受けた 行為の内容			
許可年月日 及び許可番号	年　　月　　日	第	号
行為完了年月日	年　　月　　日		
備　　考			

(注) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第六号の次に次の三様式を加える。

## 様式第七号

土 石 の 類 の 採 取 設 計 書			
採 取 物 件 名		1 土	2 石
採 取 地 及 び そ の 周 辺 の 現 況			
採 取	施 行 地 の 面 積	平 方 メ ー ト ル	
	採 取 方 法	1 露 天 挖 り	2 そ の 他 ( )
	採 取 量	立 方 メ ー ト ル	
採 取 跡 地 の 处 理 方 法			
木 竹 の 有 無 及 び そ の 处 理 方 法			
備 考			

- (注) 1 「採取物件名」及び「採取方法」の欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 2 「採取地及びその周辺の現況」の欄は、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低等について記入すること。  
 3 「木竹の有無及びその処理方法」の欄は、木竹がある場合はその種類、樹齢及び本数並びにその処理方法(移植又は伐採)を記入すること。  
 4 「備考」の欄は、風致の維持のために行う措置等について記入すること。

## 様式第八号

水面の埋立て（干拓）設計書			
区分	1 水面埋立て 2 干拓		
用途	1 宅地 2 農地 3 その他（ ）		
施行地及びその周辺の現況			
工事	概要		
	総面積	平方メートル	
	施行地の面積	平方メートル	
木竹の有無及びその処理方法			
備考			

- (注) 1 「区分」及び「用途」の欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 2 「施行地及びその周辺の現況」の欄は、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低等について記入すること。  
 3 「木竹の有無及びその処理方法」の欄は、木竹がある場合はその種類、樹齢及び本数並びにその処理方法（移植又は伐採）を記入すること。  
 4 「備考」の欄は、風致の維持のために行う措置等について記入すること。

## 様式第九号

土 石 等 の た い 積 設 計 書		
たい積物件名		
たい積地及びその周辺の現況		
た い 積	施工地の面積	平方メートル
	たい積の面積	平方メートル
	たい積の高さ	メートル
木竹の有無及びその処理方法		
備考		

- (注) 1 「たい積地及びその周辺の現況」の欄は、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低等について記入すること。
- 2 「木竹の有無及びその処理方法」の欄は、木竹がある場合はその種類、樹齢及び本数並びにその処理方法（移植又は伐採）を記入すること。
- 3 「備考」の欄は、風致の維持のために行う措置等について記入すること。

別表を次のように改める。

## 別表第一（第2条関係）

## 風致地区内行為（変更）許可申請書に添付する図面

行為の区分	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転（以下「建築物等の築造」という。）	付近見取図	方位、施行箇所、施行箇所付近の道路、交通機関及び山、崖、湖、沼、河川、建築物等主な目標からの距離
	配置図	縮尺（500分の1以上）、方位、地名、地番、敷地の境界線、工作物、木竹の現況又は植栽計画図、敷地に接する道路の位置
	平面図	縮尺（200分の1以上。以下同じ。）及び方位並びに許可行為変更の場合は、対照平面図
	二面以上（正面、側面等）の立面図	縮尺、主要部分の材料の種別及び色彩
宅地の造成等	付近見取図	建築物等の築造の場合と同じ。
	平面図 (現況の平面図及び行為後の平面図)	縮尺、方位、行為地の境界線、等高線、断面図の位置、石がき及びがけの位置並びに木竹の現況又は植栽計画図並びに許可行為変更の場合は、対照平面図
	縦横断面図	縮尺、現況線及び計画線
木竹の伐採	付近見取図	建築物等の築造の場合と同じ。
	平面図	縮尺、方位、等高線、木竹の位置及び伐採区域又は位置
土石の類の採取	付近見取図	建築物等の築造の場合と同じ。
	平面図 (現況の平面図及び行為後の平面図)	宅地の造成等の場合と同じ。
	縦横断面図	宅地の造成等の場合と同じ。
水面の埋立て又は干拓	付近見取図	建築物等の築造の場合と同じ。
	平面図	宅地の造成等の場合と同じ。
建築物その他の工作物の色彩の変更	付近見取図	建築物等の築造の場合と同じ。
	平面図	建築物等の築造の場合と同じ。
	二面以上（正面、側面等）の立面図	建築物等の築造の場合と同じ。
屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積	付近見取図	建築物等の築造の場合と同じ。
	平面図	宅地の造成等の場合と同じ。

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二（第6条関係）

区分	面積の算定方法
高木（高さ3.5メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）	1本当たり7平方メートル
中木（高さ1メートル以上3.5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）	1本当たり3平方メートル
低木（高さ0.5メートル以上1メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）	1本当たり1平方メートル
延長距離1メートル以上の生垣（高さ1.0メートル以上のものに限る。）	延長距離1メートル当たり3平方メートル
高さ0.5メートル未満の樹木 上記と一体となつて良好な風致を形成していると認められる草本、地被、池、庭石その他これらに類するもの	水平投射面積

- 備考 1 高木、中木又は低木の1本当たりの面積の算定方法は、樹冠の水平投射面積がこの表の右欄の面積の算定方法により算定した面積を超える場合は、当該水平投射面積とすることができます。
- 2 この表の左欄の区分に掲げるもので道路との境界線から6メートル以内の土地に存するものの面積の算定方法は、それぞれ同表の右欄及び備考1の面積の算定方法により算定した面積の二倍の面積を満たしたものとみなす。ただし、宅地の造成等が行われる面積が300平方メートル未満であり、土地の形状等により条例別表の下欄に掲げる割合とすることが困難と認められる場合は、この限りではない。

申購  
込先  
料  
一か年三、八〇円（送料共）  
佐賀県総務部総務学事課

この規則は、平成十六年五月一日から施行する。  
附 則

発行者 平成十六年三月二十四日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日  
西部印刷企画（株）